

武富地区急傾斜地崩壊危険区域（武富ハイツ内）の防災対策工事を求める
意見書

糸満市内の武富ハイツは、当該地域に住居を構えて以来、希望を胸に活力ある地域づくりに日々取り組んでいる。

平成5年に沖縄県が、武富ハイツ内崖側地帯を急傾斜地崩壊危険区域に指定した後に県が施工した急傾斜地崩落に関する防災工事から20数年が経過し、現在県・市の区分があり県側のブロックに関しては着々と工事が進行している。

一方、市区分に対してはAブロックにおいて道路事業での整備に向け進行中であるが、C・Eブロックに関しては急傾斜地の範囲が広大で市としての事業では抜本的な急傾斜地崩壊防止工事等を施工することは非常に困難である。

当該現場は現在もなお、地すべり、地盤沈下、亀裂、空洞化及び陥没等が進行しており、住民は大雨や台風のため、さらなる被害が発生しないか、おびえながら生活している。

急傾斜地崩壊危険区域に生活している住民の生命・財産を守る観点から、本市議会は、武富地区急傾斜地崩壊危険区域の危険箇所（C・Eブロック）区分の抜本的な防災対策工事を市区分から県区分へ移行し速やかに実施することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

糸 満 市 議 会

あて先：沖縄県知事

武富地区急傾斜地崩壊危険区域（武富ハイツ内）の防災対策工事を求める 決議

糸満市内の武富ハイツは、当該地域に住居を構えて以来、希望を胸に活力ある地域づくりに日々取り組んでいる。

平成5年に沖縄県が、武富ハイツ内崖側地帯を急傾斜地崩壊危険区域に指定した後に県が施工した急傾斜地崩落に関する防災工事から20数年が経過し、現在県・市の区分があり県側のブロックに関しては着々と工事が進行している。

一方、市区分に対してはAブロックにおいて道路事業での整備に向け進行中であるが、C・Eブロックに関しては急傾斜地の範囲が広大で市としての事業では抜本的な急傾斜地崩壊防止工事等を施工することは非常に困難である。

当該現場は現在もなお、地すべり、地盤沈下、亀裂、空洞化及び陥没等が進行しており、住民は大雨や台風のため、さらなる被害が発生しないか、おびえながら生活している。

急傾斜地崩壊危険区域に生活している住民の生命・財産を守る観点から、本市議会は、武富地区急傾斜地崩壊危険区域の危険個所（C・Eブロック）区分の抜本的な防災対策工事を市区分から県区分へ移行し速やかに実施することを強く要請する。

上記のとおり決議する。

令和元年9月30日

糸 満 市 議 会

あて先：沖縄県議会議長